

資料 - 1

多田川水系河川整備基本方針

平成15年 3月

福 井 県

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

多田川は、その源を多田ヶ岳（標高 712m）に発し、途中左支川森川を合わせ、小浜市市街地では北川と南川に挟まれて流下し、小浜湾に注ぐ、流域面積 14.0k m²、幹川流路長 7.4km の二級河川である。

その流域は、福井県小浜市に属し、北川、南川とともに府中、和久里、木崎、生守地区等における社会、経済の基盤をなしている。

流域の地形は、山地部を標高 400～700mの中起伏山地で形成し、下流部では三角州性低地を形成している。

地質は、山地部を古生代石炭紀の珪岩質岩石及び砂岩・粘板岩で構成し、下流部は新生代第四紀の沖積層で構成している。

流域の気候は、日本海側気候で、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受けて比較的温暖である。年平均気温は約 15 程度、年平均降水量は約 1,900mm 程度（アメダス小浜観測所の平成 2 年～平成 11 年の 10 年間の平均）である。

多田川流域には、国、県、市指定文化財が 29 件あり、若狭彦神社のオガタマノキなどが天然記念物として指定され、多くの文化遺産が見られる。

多田川水系は、元来、北川の左支川で、高い堤防を有する北川、南川に挟まれた堀込河道であったため、内水氾濫が頻発し、昭和 40 年 9 月の台風 24 号による洪水時には、多田川下流の府中、和久里、上竹原地区及び北川と南川に挟まれた市街地、支川森川一帯が甚大な浸水被害を受けた。

このため、早急な治水対策が求められ、昭和 44 年度より多田川を北川と分離し放水路を小浜湾まで延長するとした中小河川改修事業が実施され、昭和 58 年度に現在の放水路が通水した。

北川の左支川であった多田川は、昭和 46 年 3 月に北川とともに一級河川に指定されたが、放水路の通水後、平成 8 年 5 月に放水路を含む多田川及び支川森川を二級河川に指定した。

多田川は現在、県管理区間 3.2km の約 78%程度にあたる河口～辻堂橋の約 2.5km 区間の河川改修が完了している。

河道形態は、単断面の堀込河道である。河床勾配は上流部で 1/90～1/400 と急であり、下流部では 1/700～1/1,000 と緩やかである。

流域の植生は、山地の大部分がアカマツ群集、ミズナラ - コナラ群落によって占められている。河岸には、堀込河道沿いにヨモギ、クズ、ミゾソバ、セイトカアワダチソウ等がみられる。

多田川は、辻堂橋上流付近まで感潮区間であり、河口付近ではスズキ、ボラなど、上流ではギンブナ、オイカワ、カワムツなどの魚類が見られ、魚類の貴重種として県域準絶滅危惧に指定されているシロウオ（地方名：イサザ）および貝類のマルタニシが確認されている。また、鳥類ではサギ類、カモ類などがみられる。

なお、多田川が北川の支川であった頃は、魚類ではメダカ、タナゴ、マス、ウグイが見られ、ホタルも見られた。

水質については、環境基準の類型指定はないが、平成 15 年の水質調査では、本川上流の馬淵橋で BOD が 1.8mg/l と環境基準 A 類型に相当するが、森川や周辺排水路流入後の JR 小浜線橋梁直下流部では BOD が 3.9mg/l と環境基準の C 類型に相当する。

河川水の利用は、県管理区間では行われていないが、多田川の県管理区間上流端より上流で約 13ha の農業用水（慣行）に利用されている。

（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の現状、砂防・治山工事の実施の状況、水害発生の状況、河川の利用の現状、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会・経済情勢の発展に即応するよう、小浜市総合計画等との調整を図り、水系として一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、概ね 30 年に 1 回程度の降雨で発生する洪水に対応することを目標として、沿川地域を洪水から防御するために、河道の拡幅、掘削等を行って河積を増大し、洪水の安全な流下を図る。

さらに、整備途上段階で能力以上の洪水が発生した場合や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を極力抑えるために平常時から災害関連情報の提供、水防体制の維持・強化、災害に強い地域づくりのための土地利用計画との調整、住まい方の工夫等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

なお、支川及び本川上流区間については、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

河川水の利用に関しては、県管理区間では行われていないが、流域内及び周辺地域における適正な水利用を図るとともに、現状の流況の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川の利用状況および水量、水質等について定期的に調査を実施し、多田川が有する河川環境を治水・利水面と調和を図り保全していく。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切に行う。特に、護岸等の河川管理施設については、常に良好な状態に保持しその機能を確保するよう施設整備の進捗にあわせて維持補修や機能改善などを計画的に行う。

さらに、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護精神の醸成、住民参加による河川管理を推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道および洪水調節施設への配分に関する事項

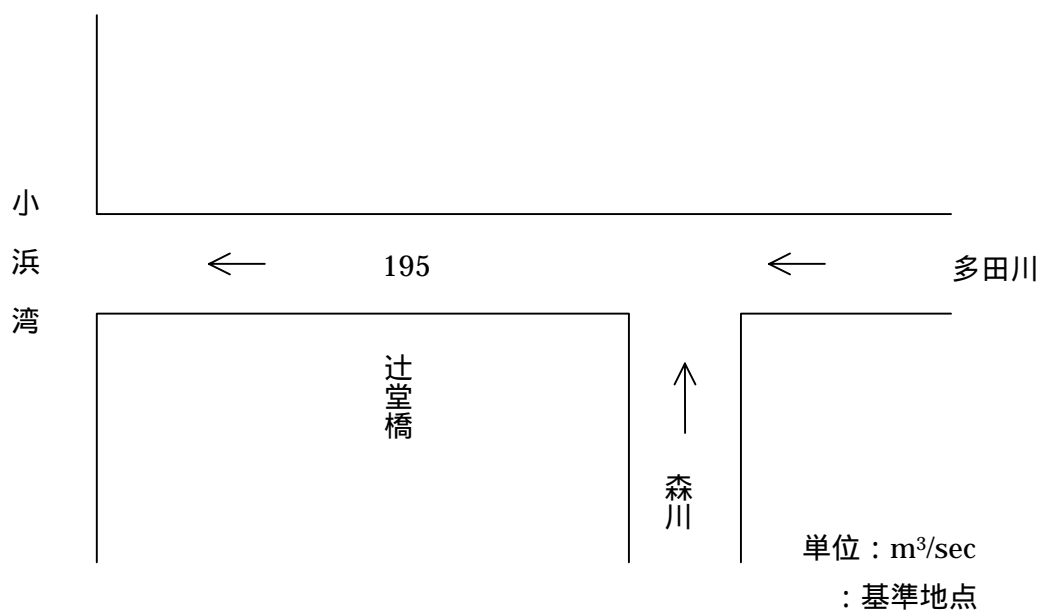
多田川の基本高水は、30年に1回程度の降雨で発生する洪水に対応するものとして検討した結果、そのピーク流量を基準地点辻堂橋において195m³/secとし、ピーク流量の全量を河道へ配分する。

多田川の基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /sec)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /sec)	配分流量 (m ³ /sec)
多田川	辻堂橋	195	0	195

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

多田川の計画高水流量は、基準地点において195m³/secとする。



多田川計画高水流量配分図

3）主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表（多田川）

河川名	基準地点	河口または合流点からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	概ねの川幅 (m)
多田川	辻堂橋	2.5	+ 2.82	31

注) T.P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の調査により河川状況の把握を行い、流域自治体、流域住民との連携を図り、適正な水利用がなされるよう努める。

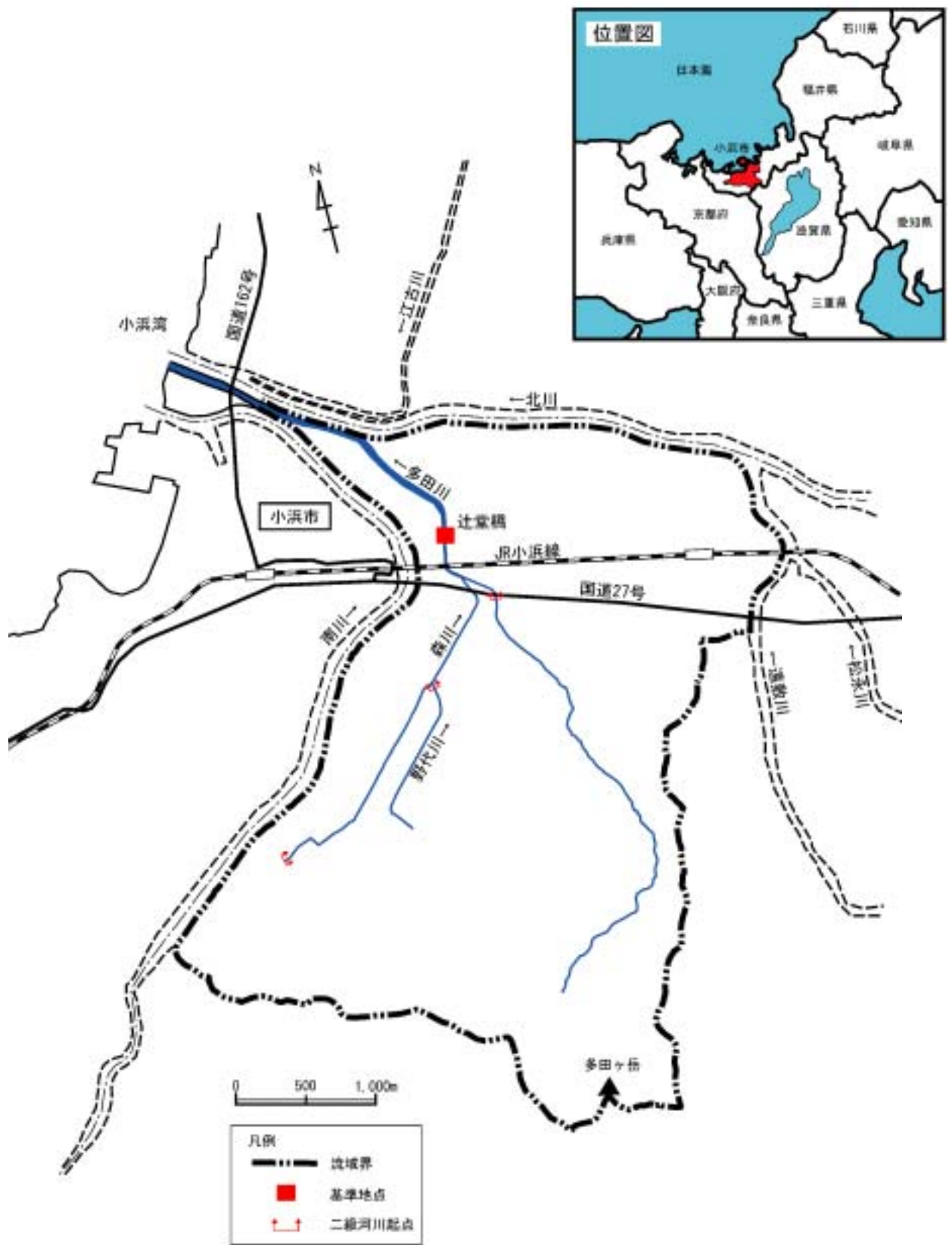


图-1.1.1 多田川水系流域图